

「第51回指定都市市長会議」の開催結果について

指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、令和3年5月17日（月）に「第51回指定都市市長会議（WEB会議）」を開催し、次の提言等を採用しましたのでお知らせします。

《採用した提言等》

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請
- (2) 自治体情報システムの標準化・共通化に関する指定都市市長会提言
- (3) 経済財政運営と改革の基本方針2021（仮称）に対する指定都市市長会提言
- (4) 脱炭素社会の実現に向けた指定都市市長会提言
- (5) 児童福祉司の人材確保・育成に関する指定都市市長会提言
- (6) 統一的な子ども医療費助成制度の創設に向けた指定都市市長会要請
- (7) 予期せぬ妊娠で悩む人々への十分な対応を図る体制整備に関する指定都市市長会要請
- (8) 多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

※ (1) については、修正の上、5月19日（水）に採用。

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

問合せ先
担当：広域行政課
042-769-8248

新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請

今、国内では新型コロナウイルス感染症が急速に再拡大し、「第4波」の中にある。4月以降、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく三度目の「緊急事態宣言」が発令されるとともに、「まん延防止等重点措置」が適用され、多くの指定都市が対象となっている。既存株と比べ感染性が高いとされる変異株の割合が高まり、クラスターの発生場所が多様化するなど、より一層の感染対策強化が必要な状況にある。

指定都市は、我が国の人口の2割を超える2,700万人以上が居住する各圏域の社会経済活動の中心であり、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割も担っていることから、指定都市など大都市部における感染拡大防止策や経済の活性化が我が国全体の感染拡大防止と社会経済活動の両立の成否に極めて重要である。

指定都市市長会は、引き続き、国や道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、感染拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、雇用と国民の生活を何としても守りきるとの強い決意のもと、地域経済及び住民生活の支援等に取り組んでいく所存である。

今後、感染拡大防止と社会経済活動の両立及び新たな感染症への備えを万全にするため、指定都市市長会として以下のとおり要請する。

1 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

- (1) ワクチンの供給が当初の見込みよりも遅れたことによる業務委託の変更やワクチンの配送方法の変更による新たな配送用物品の調達等が生じている。今後も、こうした不測の事態に各自治体に対応できるよう、国による補助金上限額の更なる増額を行うなど、必要となる経費については、接種事務に携わる職員人件費も含め、地方自治体の負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講ずること。
- (2) 接種費用単価について、休日や夜間については引き上げることとされたが、平日の単価（2,070円）については、インフルエンザ予防接種費用と比較しても低く設定され、往診による接種や慎重な取り扱いが求められるワクチンの接種であることなどが反映されていない統一単価となっている。接種医療機関を多く確保するためにも、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。
- (3) 対象者全てが2回接種可能なワクチンの供給量を十分に確保するとともに、先の見通しが立てられるよう、詳細な供給スケジュールを示すこと。また、国の責任において、ワクチン及び必要な資器材の安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について速やかに情報提供を行うこと。

- (4) ファイザー社ワクチン以外のワクチン供給が開始された際の接種を円滑に行うため、ワクチンの取り扱いや予約等の実施方法について、地方自治体の準備期間が十分に確保できるよう早期に情報提供を行うこと。
- (5) ワクチンの安全性、有効性及び副反応に関する情報や接種の社会的意義について十分に周知するとともに、接種をしない者に対する差別や偏見を生まないように配慮した情報発信を行うこと。また、ワクチン接種が進む中において新規感染者が急増している諸外国の状況を分析し、ワクチン接種を進める過程における感染拡大防止に必要な市民の行動等について、情報発信を行うこと。
- (6) 65歳未満の基礎疾患を有する者について、接種順位の上位に位置付けられ、対象となる基礎疾患は示されているが、その判断基準や実施方法については明確に示されていないため、地方自治体の準備期間が十分に確保できるよう早急に情報提供を行うこと。
- (7) 接種順位の上位に位置付けられている者（医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者）以外の者に対する接種の実施方法について、地方自治体の準備期間が十分に確保できるよう早期に情報提供を行うこと。
- (8) ワクチンの優先接種順位見直しにあたっては、ワクチンの必要量を確保するとともに、見直しに伴う事務負担軽減も講じた上で慎重に行うこと。
- (9) ワクチン関連システムの地方自治体等からの問い合わせに即時対応できる体制を早急に構築し、入力作業を簡易にするなど現場の負担を最小化するために必要なシステム改修を行うこと。また、地方自治体のシステムを含め、各種システム間での連携を可能にすること。併せて、システム操作に不慣れた医療機関への対応を柔軟に行うこと。
- (10) 65歳未満への迅速な接種も展望し、企業や大学での接種など、平日の昼間も含めて、住民票の有無に関わらず、簡易な方法で接種が可能な仕組みを、現時点から国の責任において検討すること。
- (11) ワクチン接種のキャンセルが生じた場合等にワクチンを無駄にしないための具体的な方法を示すこと。
- (12) 特に人口や人流が集中する指定都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的な供給を行うほか、効率的かつ迅速なワクチンの供給・接種体制を確保・構築するため、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を希望する指定都市に移譲すること。
- (13) 指定都市など大都市部において、地方自治体に新たな負担を生じさせることなく、政府によるワクチン接種会場の設置・運営等により、ワクチン接種の加速化を図ること。また、政府がワクチン接種会場を運営する場合は、関係する地方自治体へ速やかに予約情報の提供を行うとともに、国の責任において、二重予約を防ぐための仕組みを整備すること。

2 地域医療体制の確保

- (1) 地域医療体制を確保するため、医療機関の経営状況の把握に努めるとともに、安定的かつ持続可能な医療機関経営のため、国による必要な財政支援を行うこと。
- (2) 感染症の長期化・次なる感染拡大の波に対応するため、医療機関が行う医療提供体制の整備や感染拡大防止に対する支援を引き続き講ずること。また、要介護状態等により対応が困難な高齢者等への医療提供体制の確保についても支援を行うこと。

3 保健所等の体制・機能強化

- (1) 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、他部署の職員を動員するなどして感染症対策に取り組んでいるところであるが、陽性者数の増加に伴い対応が困難になってきている。新型コロナウイルス感染症対応が長期化する状況下での、職員の負担軽減や他の行政サービスの継続、今後の感染症対策実施のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。
- (2) 感染症対策の基本である保健所が行う積極的疫学調査や健康観察は、クラスターの急激な連鎖を防止し、感染経路の把握により感染源を推定するもので、いわゆる感染経路不明の場合においても、調査により濃厚接触者等を特定することができ、新たな感染拡大の予防に寄与するとともに、医療提供体制の維持につながることから、地方自治体が陽性患者や濃厚接触者に対する積極的疫学調査を確実に実施できるよう、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 地方衛生研究所については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）や地域保健法において、その位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。

4 検査体制の確保

- (1) PCR検査に必要な試薬及び資材について、国がメーカー等と調整を図ることで在庫を確保し、安定供給を図ること。
- (2) 変異株について最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。また、サーベイランスに要する経費は民間検査機関実施分も含め、全額財政措置を行うこと。
- (3) 無症状者に対する幅広い検査の実施について、国の責任において検査体制を確保するなど事業スキームを構築したうえで制度化を図るとともに、実施費用についての財政措置を行うこと。

5 雇用の維持と事業の継続等

- (1) 労働者に対する相談体制の充実や安定的雇用の維持、業界・業種間の円滑な人

材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用の維持・確保につながる効果的な対策を講ずること。

(2) 感染症による地域経済及び住民生活への影響は深刻であり、幅広い業種に波及していることから、緊急事態宣言等の適用の有無や業種に関わらず、影響に応じた公平な経済対策を講ずること。

(3) 中小企業や個人事業主、農林漁業者、公共交通事業者、医療機関等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰り支援の更なる拡充や、持続化給付金や雇用調整助成金の特例措置といった各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含め支援策をより一層充実・強化すること。

特に、資金繰り支援については、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引いている現状を踏まえ、中小企業などに限られている融資の制度を中堅企業も受けられるようにするとともに、公益法人等の法人形態も対象となるよう、信用保証制度を改正すること。また、既往債務の返済猶予等について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を徹底するとともに、条件変更に伴う追加信用保証料に対する補助を実施し、事業者の負担軽減を図ること。加えて、民間金融機関による実質無利子・無担保融資を再度実施するとともに、返済期間の長期化等の制度拡充を図ること。

併せて、これら支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備、申請簡素化、交付状況の開示、手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の制度の充実を図るなど、迅速で実効的な支給につなげること。

(4) 営業時間の短縮要請や酒類提供の制限により深刻な影響を受けている飲食店はもとより、飲食店取引先等を含め関連業種への影響も大きくなっている。緊急事態宣言等の対象地域に限定せず、飲食店への営業時間の短縮要請を実施している地方自治体における感染防止対策の実効性を高めるため、引き続き協力金の上限額引き上げや規模に応じた適切な支援金額の設定など、関連業種も含め事業者を対象とした給付金の更なる充実を図るとともに、速やかに交付すること。

併せて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」について、現状の2割の地方負担を全額国が負担するとともに、財政支援対象の上限額を超えて事業者への協力金の上乘せ等を行った地方自治体に対し、特段の財政措置を講ずること。

(5) 緊急事態宣言等が適用となる場合には、幅広い事業者が影響を受けることから、これら事業者を支援するため、業種を限定せず幅広く給付金等を支給するとともに、売上減少要件（50%以上）も緩和すること。

なお、金額については、事業継続や雇用維持を図れるよう個々の事業者の状況に応じた適正な額とすること。

- (6) 飲食店におけるパーテーション設置による会食などの感染症対策が、より一層推進されるよう、飲食店に対し周知徹底を図ること。
- (7) 利用者が大幅に減少し、危機的状況となっている路線バス等の地域公共交通について、運行サービスを維持するために必要な財政支援を講ずること。
- (8) 安心・安全な観光等を実現するための環境整備の強化及び支援を拡充すること。
- (9) 観光産業関連事業者に加え、深刻な影響を受けている生活関連をはじめとしたサービス業事業者など、幅広い業種への更なる事業継続支援や、各種支援の延長、拡充等を行うとともに、必要な財政支援を講ずること。また、感染状況や感染リスクを十分考慮した消費・需要喚起支援策を実施すること。
- (10) G o T o トラベル事業を再開する際には、地域間に不公平が生じないようにし、また、市町村が独自に行う旅行需要喚起施策についても確実な財政措置を行うこと。
- (11) 文化芸術に係る地方自治体を実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し必要な財政措置を行うこと。また、文化芸術関係者の活動機会を維持するため、イベント開催制限等に伴う支援策を充実させるとともに、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的なサポートを行うこと。
- (12) ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、テレワークなど新たな働き方の導入・定着及び社会全体のD Xを一気に加速させる I Tインフラへの投資促進など、新分野展開や事業転換、生産性の向上・働き方改革の推進に取り組む企業を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。
- (13) 収入が減少した方等を対象とする国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免について、令和2年度に引き続き、国による全額の財政支援を継続すること。

6 児童・生徒の感染対策と教育機会の確保

- (1) 学校、児童福祉施設、放課後児童クラブでの感染拡大防止のため、衛生用品の整備等について、継続的な財政措置を講ずること。対応の長期化に伴う教職員等の負担軽減について、教職員等の業務支援を行う人員を増員するための財政措置を行うこと。
- (2) 再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、全ての児童生徒の教育機会の確保に向けた、自宅学習を行える I C T環境の整備に当たり、指導者用の端末及び高等学校においては全生徒用の端末の確保、家庭学習のための通信環境の整備、オンライン学習サービスなど、学習活動の充実に必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- (3) コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策の観点も踏まえ、市民の交流・学びの地域拠点である生涯学習関連施設やコミュニティ施設等の機能がコロナ禍でも十分に発揮されるよう、W i - F i の導入など I C T環境の整備を支援すること。
また、生涯学習関連施設等での感染拡大防止のため、衛生用品の整備等につい

て、継続的な財政措置を講ずること。

- (4) コロナ禍で深刻化する子どもの貧困や学業等の経済的負担による中退等を防ぎ、次代を担う人づくりを支援するため、学生への学費・生活費支援について手厚い財政措置を行うこと。

7 在住外国人に対する対策強化について

在住外国人の職場やコミュニティにおける感染防止対策が徹底されるよう、国において経済団体や大使館等を通じた周知を図ること。また、国において基本情報やワクチン接種に関する情報、Q & Aの多言語化などの環境整備を推進するとともに、地方自治体における情報の多言語化などへの財政支援を行うこと。

併せて、解雇等をされた就労資格者や技能実習生などに対する在留資格変更の特例措置の継続や、就労環境の悪化に伴う失業や休業による生活困窮者に対する更なる支援策を講ずること。

8 差別・偏見・誹謗中傷等の防止及び人権侵害を受けた方々への支援

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、医療従事者、その家族等への差別や偏見、誹謗中傷等が起きていること、今後、ワクチン接種の有無を巡る差別等が起きることも見込まれるため、それらの防止に向けた必要な対策を講ずるとともに人権侵害を受けた方々への支援策を講ずること。

9 感染症対策の在り方の見直し

- (1) 新型コロナウイルス感染症や今後の新たな感染症への備えを万全にするため、感染症法及び特措法における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い、明確にすること。

特に、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況下にあつて、保健所や地方衛生研究所を設置する指定都市が所在する道府県の果たす役割はその他の県とは異なる。そのため、指定都市の役割が重要となるが、感染症法には設けられている指定都市の権限に関する特例が特措法には設けられていないことから、指定都市の市長の事務・権限は極めて限定的となっている。

このことから、特措法に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

- (2) 令和3年2月の感染症法改正により、自宅及び宿泊療養施設での療養者の健康観察が新たに法定化されたが、法改正の内容に関する事前の情報提供や意見照会は十分でなく、また法の施行までの期間が非常に短かったことから、一部で混乱が生じた。このため、事務権限の移譲の際は、費用負担も含め、地方自治体の意見を聞きながら、混乱が生じないように、適切な対応を行うこと。

- (3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が柔軟かつ機動的に活用できるよう、地域の実情に応じて指定都市を直接交付の対象にするとともに、重点医療機関の病床確保料を引き上げるなど医療提供体制を確保するため、更なる増額や対象事業の拡充を図ること。

10 感染拡大の状況に応じた税財政措置の充実

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和3年度において追加の財政需要が生じていることから、当該交付金の増額及び速やかな交付、対象事業の拡大など、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、必要とされる額の財政措置を確実に行うこと。

また、交付金の算定に当たっては、現在は都道府県単位で算定されている感染状況の指標について、市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど、各市町村における感染症に起因する人流の停滞に伴う影響を含む財政需要を適切に反映し、4月に創設された事業者支援分も含め、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。

さらに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう、算定方法を見直すなど、大都市に十分配慮すること。

- (2) 固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。

また、令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、新型コロナウイルス感染症などの影響を踏まえ、評価替えに伴い税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることとされたが、これに伴い増収とならなかった税収については「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」などにより全額を国が補填すること。

- (3) 令和2年度に行われた減収補填債の対象税目拡大及び公的資金の配分について、今後の経済状況を踏まえ、令和3年度以降も継続すること。

また、猶予特例債については、感染症の影響が長期化していることを踏まえ、実際の納付状況に応じて償還期限の延長や借り換えを可能とする措置を講じるなど、弾力的な運用を行うこと。

- (4) 病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業等について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

令和3年5月19日
指定都市市長会

自治体情報システムの標準化・共通化に関する指定都市市長会提言

令和2年12月、国において、「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「計画」という）が閣議決定されるとともに、先日「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」などデジタル改革関連法案が可決成立し、デジタル・ガバメント推進のための取組を計画的かつ実効的に進めるための方向性が示された。

計画では、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成し、令和7年度末を目標に地方自治体が標準仕様に準拠したシステムに移行すること、その際には国が整備した「(仮称) Gov-Cloud」を利用すること、国が財政面を含め主導的な支援を行うことなどが示されており、指定都市としても国と連携を取りながら情報システムの標準化・共通化を進めていく考えである。

一方で、情報システムの標準化・共通化に当たり、指定都市のような大規模自治体においては、標準仕様に合わせた大幅な業務の再構築(BPR)や業務執行体制の見直し等が必要となるため、検討期間を十分に確保する必要がある。

また、システム間で情報連携する共通基盤システムや統合データベースなど、他の情報システムの改修等も必要となるほか、現行の情報システムに係る運用保守等の契約を途中で解約する場合には違約金も発生するため、こうした関連費用についても財政措置が必要である。

さらに、指定都市は、その規模や権限、行政区の存在など、指定都市以外の地方自治体とは業務の環境が異なることから、取組に当たっては指定都市の業務実態や課題を考慮すべきである。

については、自治体情報システムの標準化・共通化に向けて、下記の提言を行う。

記

- 1 情報システムの標準化・共通化の検討に当たっては、行政区など政令指定都市特有の事情を仕様に反映させるため、指定都市市長会も法律に基づく意

見聴取団体の対象に含めること。

- 2 「(仮称) Gov-Cloud」に係る仕様の早期確定を初めとして、地方自治体に対して速やかに情報提供を行うこととし、各システムに共通する認証基盤やデータ連携基盤の仕様など全体設計に影響がある事項については、令和3年度中に全自治体に対して案を提示し、意見聴取を実施すること。また、17業務に係る標準仕様の作成および標準準拠システムの開発については、標準化対象外の情報システムとの連携を十分考慮するとともに、事業者に対する必要な調整を含め、デジタル・ガバメント実行計画で定められたスケジュールを遵守すること。
- 3 情報システムの標準化・共通化に当たり、財政支援の方策として地方公共団体情報システム機構に基金を造成することが示されているが、今後も基金の用途の拡充や増額を図るなど財源を確保した上で、地方自治体の負担とならないよう、実情を勘案した十分な財政支援を行うこと。
- 4 地方自治体の作業負担のみならず、全国の地方自治体が同時にシステム移行を進めることから、地方自治体として懸念の大きい事業者の人材確保面も含めた対応能力も考慮して、令和7年度末までとした目標時期について柔軟な対応を検討すること。
- 5 行政手続のオンライン化などデジタル・ガバメント実行計画の趣旨に沿った利便性の高い効率的な事務運用を可能とするため、情報システムの仕様を標準化するだけでなく、各自治体における運用見直しが短期間で実施可能となるよう、標準仕様に基づく基本的な業務フローを地方自治体に提示するとともに、基本的な業務プロセスの見直しも含め、デジタル化に適した制度設計とすること。

令和3年5月17日
指定都市市長会

経済財政運営と改革の基本方針2021（仮称）に対する

指定都市市長会提言

我が国は、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、人口減少・少子高齢化や東京一極集中、デジタル化の一層の進展、脱炭素社会の実現や気候変動への適応など、国内外の社会経済情勢の大きな変化に直面している。

こうした中において、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現に向けた取組を強化するとともに、東京一極集中の是正や地域活力の再生を確実に進めるためには、国と地方が一体となり取り組んでいくことが必要である。

指定都市は、住民に身近な基礎自治体であるとともに、人口・産業が集積する大都市として、国の施策と連携して様々な取組を強力に進めているが、こうした取組をより一層推進していくためには、地方税財源の拡充強化と地方分権改革を同時に進めていくことが重要である。

圏域の中核である指定都市が、その能力を十分に発揮し、日本をけん引するエンジンとなって、感染拡大防止と社会経済活動の両立、デジタル改革、グリーン社会の実現、ひいては、人口減少・少子高齢化の克服、東京一極集中の是正に寄与していくため、経済財政諮問会議で検討されている「経済財政運営と改革の基本方針2021（仮称）」において、指定都市市長会の提案を反映するよう強く要請する。

1 感染症対策の在り方の見直し及び雇用の維持と事業の継続等

(1) 感染症対策の在り方の見直し

ア 新型コロナウイルス感染症や今後の新たな感染症への備えを万全にするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い、明確にすること。

特に、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況下において、保健所や地方衛生研究所を設置する指定都市が所在する道府県の果たす役割はその他の県とは異なる。そのため、指定都市の役割が重要となるが、感染症法には設けられている指定都市の権限に関する特例が特措法には設けられていないことから、指定都市の市長の事務・権限は極めて限定的となっている。

このことから、特措法に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

イ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にするとともに、更なる増額や対象事業の拡充を図ること。

ウ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和3年度において追加の財政需要が生じていることから、当該交付金の増額及び速やかな交付、対象事業の拡大など、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、必要とされる額の財政措置を確実に行うこと。

また、交付金の算定に当たっては、現在は都道府県単位で算定されている感染状況の指標について、市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど、感染症に起因する人流の停滞に伴う影響を含む各市町村における財政需要を適切に反映し、4月に創設された事業者支援分も含め、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。

さらに、財政力に関わらず必要な額を措置できるよう、算定方法を見直す

など、大都市に十分配慮すること。

併せて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」について、現状の2割の地方負担を全額国が負担するとともに、財政支援対象の上限額を超えて、事業者への協力金の上乗せ等を行った地方自治体に対し、特段の財政措置を講ずること。

エ 指定都市が、今後も感染拡大防止と社会経済活動の両立及び感染症対策への備えを万全に行い、その役割を積極的に担うことができるよう、必要となる大都市の需要を見込んだ上で地方財政計画へ適切に反映し、必要な財政措置を行うこと。

オ ワクチンについては、国の責任において安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について速やかに情報提供を行うこと。

特に人口・人流の集中する大都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的な供給を行うこと。また、効率的なワクチンの供給・接種体制を確保・構築する必要があるため、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を希望する指定都市に移譲すること。

さらに、ワクチンの安全性、有効性及び副反応に関する情報や接種の社会的意義について、様々な媒体を用いて十分に周知するとともに、接種をしない者に対する差別や偏見を生まないように配慮した情報発信を行うこと。また、ワクチン接種が進む中において新規感染者が急増している諸外国の状況を分析し、ワクチン接種を進める過程における感染拡大防止に必要な市民の行動等について、情報発信を行うこと。

加えて、65歳未満への迅速な接種も展望し、企業や大学での接種など、平日の昼間も含めて、住民票の有無に関わらず、簡易な方法で接種が可能な仕組みを、現時点から国の責任において検討すること。

併せて、指定都市など大都市部において、地方自治体に新たな負担を生じさせることなく、政府によるワクチン接種会場の設置・運営等により、ワクチン接種の加速化を図ること。

カ 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、他部署の職員を動員するなどして感染症対策に取り組んでいるところであるが、陽性者数の増加に伴い対応が困難になってきている。新型コロナウイルス感染症対応が長期化する状況下での、職員の負担軽減や他の行政サービスの継続、今後の感染症対策実施のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。

また、地方衛生研究所については、感染症法や地域保健法において、その位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。

キ 感染症対策の基本である保健所が行う積極的疫学調査や健康観察は、クラスターの急激な連鎖の防止と感染経路の把握により感染源を推定するもので、いわゆる感染経路不明の場合においても、調査により濃厚接触者等を特定することができ、新たな感染拡大の予防に寄与するとともに、医療提供体制の維持につながることから、地方自治体が陽性患者や濃厚接触者に対する積極的疫学調査を確実に実施できるよう、国において必要な支援を行うこと。

(2) 雇用の維持と事業の継続

労働者に対する相談体制の充実や労働者の安定的雇用の維持、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用の維持・確保につながる効果的な対策を講ずること。

また、感染症による地域経済及び住民生活への影響は深刻であり、幅広い業種に波及していることから、緊急事態宣言等の適用の有無や業種に関わらず、影響に応じた公平な経済対策を講ずること。

さらに、中小企業や個人事業主、農林漁業者、公共交通事業者、医療機関等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰り支援の更なる拡充や、既往債務の返済猶予等、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を徹底するとともに、条件変更に伴う追加信用保証料に対する補助を実施し、事業者の負担軽減を図ること。

加えて、飲食店への営業時間の短縮要請の実施に伴う協力金の上限額引き上げを始め、業種・業態や事業規模に応じた新たな支援策を講ずるとともに、持続化給付金や雇用調整助成金の特例措置といった各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含め支援策をより一層充実・強化すること。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引いている現状を踏まえ、中小企業などに限られている融資の制度を中堅企業も受けられるよう制度を改正すること。

併せて、これら支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備、申請簡素化、交付状況の開示、手続きが不慣れな事業者に対する専

門家の支援等の制度の充実を図るなど、迅速で実効的な支給につなげること。

(3) 路線バス等の地域公共交通の維持・充実

地域公共交通は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、利用者が大幅に減少し、危機的状況となっていることに加え、今般、地方バス路線の維持に係る特別交付税による財政措置において、財政力指数による割り落としが加えられたことにより、地方自治体の負担が一層大きくなっていることから、運行サービスを維持するために必要な財政支援を講ずること。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、3密回避を促す混雑情報提供や非接触型決済導入のためのシステム導入と運用に関する経費等に対する財政支援についても、支援の要件緩和等を含めて検討すること。

さらに、人口減少・高齢化が進展する状況下において、将来にわたって安定した公共交通サービスを確保するため、交通事業者や地方自治体が主体となって実施する幅広い利用者を対象とした運賃割引などの利用促進等に対する財政支援についても、財源のあり方を含めて検討すること。

(4) 文化芸術活動への支援の継続・充実

地方自治体を実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し、必要な財政措置を行うこと。

また、文化芸術関係者の活動機会を維持するため、イベントの開催制限等に伴う支援策を充実させるとともに、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的なサポートを行うこと。

2 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

(1) データ利活用の促進のための環境整備

ア デジタル化によるサービスの向上は、これまでは容易にできなかったデータの分析などの利活用により実現するものであり、地方自治体においては、保有する住民情報を柔軟に活用することができれば、住民の状況を地方自治体内で横断的に把握し、適時に個々の住民に合った行政サービスを提供することも可能となる。しかしながら、各地方自治体の個人情報保護条例による取扱いの制限に加えて、税情報など、国による運用により利活用が困難となっているものもある。そのため、運用面において、個人情報の保護に留意しつつ地方自治体による住民情報の柔軟な利用を可能とす

ることについて検討すること。

イ 行政のデジタル化においては、住民から行政への手続のオンライン化を進める一方、行政から住民へ発行する公的証明書等のデジタル化や、交付方法等のオンライン化も重要となる。しかしながら、単に行政が発行する公的証明書等をデジタル化しても、当該公的証明書等を求める民間側がそれを利用できなければ、その効果は生じない。そのため、民間側でデジタル化された公的証明書等を入手し、活用できる環境の整備に向けて検討を進めること。

(2) 情報システムの標準化・共通化に向けた支援

ア 基幹系情報システムの標準仕様の作成に当たっては、行政区など指定都市特有の要件を踏まえるほか、標準準拠システム間及び標準準拠システムとそれ以外のシステム間の連携の仕組みや行政手続に係るシステムも含めた検討をすること。また、業務プロセスの統一・標準化に向けた検討を行うとともに、完全なデジタル化の実現までにおけるA I－O C RやR P Aの活用を考え、交付物や申請書等の様式の標準化もシステムの標準化に先駆けて実現すること。

イ 国からは令和7年度末までの移行スケジュールが示されているが、標準準拠システムへ移行する場合には、事業者による標準準拠システムの開発に加え、各地方自治体においても他システムとの連携を含むシステム開発が必要となり、実際に移行するまでに一定の期間を要する。事業者が全国の地方自治体に対して同時に対応できる体制や、地方自治体においても職員の作業負担等に課題があり、同時に開発等を行うことができるシステム数にも限界がある。このことから、「(仮称)G o v-C l o u d」に係る仕様の早期確定を始めとして、地方自治体に対して速やかに情報提供を行うこととし、各システムに共通する認証基盤やデータ連携基盤の仕様など全体設計に影響がある事項については、令和3年度中に全地方自治体に対して案を提示し、意見聴取を実施すること。また、事業者のシステム開発状況等について、適宜、地方自治体に情報提供を行うとともに、国の責任のもとで、事業者のデジタル人材不足に対応するなどの適切な対応を図ること。併せて、事業者に対して開発スケジュールの遵守を求めるなど、適切な調整を実施すること。それらを踏まえ、移行期限について柔軟な対応を検討すること。特に、既に新たなシステムの開発を進めている地方自治

体に対しては、新システム稼働後直ちに標準準拠システムへ移行することは極めて困難であることを踏まえ、移行期限等について相当の配慮をすること。

ウ 標準準拠システムへの移行に向けては、既に新たなシステムの開発に着手しているなど、各地方自治体の持つシステム事情に応じて、財政措置の柔軟な運用等の配慮とともに十分な支援を行うこと。また、標準準拠システムについては、各自治体の実情や地域特性に合わせた柔軟な運用も可能とするような設計とすること。

(3) キャッシュレス化に向けた環境整備

住民の利便性向上と現金取扱い事務の負担軽減の理由から、地方自治体において、各手数料の支払のキャッシュレス化のニーズが高まっているが、行政区がある指定都市では、支所なども含め窓口数が多く、導入経費の増加が避けられないことから、キャッシュレス決済の導入について必要な財政的支援を行うこと。また、キャッシュレス決済の導入により、差し引かれた決済手数料について繰替払等の会計処理が増加することから、今後の利用拡大を見据え、地方自治法等を見直すこと。

(4) デジタル化に係る国と指定都市も含めた意見交換の場の創設及び適切な予算措置

行政のデジタル化に当たっては、国と地方が連携して、行政を効率化し、住民負担の最小化及びサービスの向上を実現するという目的が重要である。そのため、法律に基づいて地方自治体で事業詳細を決定し、実施している事業が多いことを考慮し、住民との接点が多くその現場となる地方自治体の意見を反映することが重要である。そのため、国と地方自治体の職員が参加して意見交換を行う場としてデジタル改革共創プラットフォームが開設されたところであるが、行政のデジタル化の検討においては、地方自治体の置かれている状況等に応じて考え方が異なる場合もあることから、個々の職員の意見だけでなく組織として集約された意見も反映できるよう、地方自治体との意見交換の場を設けること。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、意見聴取団体として地方3団体のみが掲げられているが、行政区など指定都市特有の事情を仕様に反映させるため、指定都市市長会も意見聴取団体の対象に含めること。なお、様々な事情から本人による電子申請等を行うことが難しい住民にも

配慮した環境の整備・仕組みも併せて、市区町村の意見を十分聞きながら検討すること。

さらに、行政のデジタル化の進展度合いは地方自治体ごとに異なることから、民間のデジタル人材を活用しやすくするため、人材派遣制度に加えて、官民人事交流制度と同様の制度を地方自治体に導入することの検討のほか、必要な財源については財政力に関わらず必要な額を措置する等、大都市にも適切な財政措置を行うこと。

3 脱炭素社会の実現

(1) 財政支援の規模拡大と柔軟化

国・地方脱炭素実現会議では「今後5年程度の集中期間において、一定の限定的な範囲や排出源で脱炭素を実現するモデルケースを複数創出する」「モデルケースからスタートした脱炭素ドミノを2030年までにできるだけ多く実現する」と提案されている。2030年までに多くの地方自治体や関係主体が地域の実情に応じた脱炭素化事業を複数年にわたり「まちづくり」として一体的、着実かつ柔軟に実施できるよう、専門的・技術的な議論を経たうえで、カーボンプライシングの導入の検討を進めるなど、新たな支援制度の創設や財政支援の強化を行うこと。

(2) 情報の整備・発信及び人材派遣の支援強化

地方自治体が脱炭素化に向けたプロジェクトを実施するに当たり必要となる、地域の現状・施策の効果を把握するためのデータや支援策の情報、専門的人材の知見等を国が提供するために必要な措置を検討・実施すること。

(3) 国・地方の連携強化

地域の脱炭素化の推進に当たっては、国の各分野における地方に対する政策を整合させたいと、国の出先機関を始めとした各機関が縦割りを廃して取り組むとともに、地域の金融機関と地方自治体が緊密に連携して取り組む必要がある。また、地方自治体でも、各分野における職員の知見の底上げが必要とされる。脱炭素化推進のために国と地方が連携し、継続的に議論を行うための仕組みづくりについて、既存の枠組みの強化も含め国において積極的に取り組むこと。

また、再生可能エネルギー賦存量が大きい地方と都市部とのエネルギー需給

に関する連携が地方経済の発展にもつながることから、こうした地域間連携の仕組みづくりについて、先導的な役割を果たすこと。

(4) 新たな再生可能エネルギー目標の設定等

地域の経済を循環させ、雇用を生み、レジリエンスを高める再生可能エネルギーの活用拡大は、脱炭素社会の実現に向けて不可欠となる。地域と共生する再生可能エネルギー導入の促進に向け、地球温暖化対策推進法の改正などが進められているが、地方自治体や地域金融、企業的意思決定を後押しするためには、国全体として再生可能エネルギー導入の目標を引き上げることが重要である。2030年時点における再生可能エネルギー比率を見直し、少なくとも45%以上とすること。

また、発電設備は一旦建設されると、長期に渡り使用されることから、石炭火力発電所からの脱却をはじめ、脱炭素社会を見据えたロードマップを検討するなど、現時点から、2050年を見据えたエネルギー政策を進めること。

4 少子化対策・働き方改革と全世代型社会保障の構築

(1) 子ども・子育て支援の充実

国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。

また、新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方自治体の事務等に係る経費への恒久的な財政措置を講ずるとともに、保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。加えて、保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充や地方自治体の実施する保育士確保策への財政措置を講ずること。

さらに、医療的ケア児の保育所等への受入促進を図るため、各園への看護師等の配置に係る財政措置の拡充や保育施設等における訪問看護サービス利用への医療保険の適用などの措置を講ずること。

併せて、放課後児童クラブ等の運営費について、質の向上や人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料負担への財政措置の充実を図るとともに、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営を推進するため、両事業の推進及び安定的・継続的な実施に必要な財政措置を講ずること。

(2) 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

子ども医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

また、児童扶養手当引上げなど経済的支援や、ひとり親家庭の親や子の就労支援など、ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。

さらに、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況に左右されることなく、地域においても子どもが健やかに育成されるよう、学習支援や居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実と財政措置の充実を図ること。

併せて、不妊治療の保険適用のみならず、不育症の検査や治療に対する保険適用を図ること。

(3) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革を推進するため、少人数学級の拡充、少人数指導や小学校での教科担任制・専科教員による指導の充実及び加配教職員の要件緩和などの更なる教職員定数の改善や、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤー、外国語指導助手等の専門スタッフの配置など教職員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家の養成を図るとともに、これら専門家を教職員定数として算定し、更に、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め、いずれも国庫負担の対象とすること。

(4) 地域医療構想の実現

法制上、都道府県及び指定都市のそれぞれが医療提供体制の確保に関して果たすべき役割を明確化し、指定都市については、地域の実情に応じて、二次医療圏等の住民に対して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保等に努めなければならない旨を定めること。

また、希望する指定都市は、地域の実情に応じて、法定の医療計画を定めることができることとする。その場合には、当該指定都市を包括する道府県に協議しなければならないこととしつつ、病院の開設許可等に際して当該道府県の同意を求めることを不要とすること。また、当該指定都市に対し、必要

な権限（医療審議会や地域医療構想調整会議の設置、医療機関に対する勧告・命令等）を付与すること。

さらに、地域医療介護総合確保基金については、指定都市が地域の実情に応じた主体的な取組ができる仕組みとなるよう、指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずるとともに、希望する指定都市については、地域医療介護総合確保基金を設けることができるようにすること。

（５）医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実現すること。

また、一本化が実現するまでの間は、平成30年度からの医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止するといった安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。

（６）介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度が、円滑かつ長期にわたり安定した運営ができる制度となるよう、介護報酬の改定や制度改正を行うに当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。

また、地域支援事業については、必要な財政措置を講ずること。特に、介護予防・日常生活支援総合事業について、地方自治体の実情に応じて柔軟に対応すること。

さらに、介護従事者の確保・定着に向けて、適切な介護報酬の設定など必要な対策を講ずるとともに、給付費の増大に伴い保険料や利用者負担が拡大していることから、現行の低所得者の保険料軽減にとどまらず、更なる負担軽減策を実施すること。

5 防災・減災、国土強靱化の推進と質の高い社会資本整備の実現

（１）インフラ施設の長寿命化対策

国民の生命と暮らしを守るためには、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの最小化を目指す予防保全型の修繕等への重点的な支援とともに、新技術等によるコスト低減手法の開

発、包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供等を行うこと。

(2) 公共施設等適正管理推進事業債等の対象拡大・恒久化

令和3年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」について、災害対策等において重要な役割を担う区役所や消防署などの公用施設も対象とするとともに、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う必要があることから、時限措置でなく、恒久的な措置とすること。

また、「緊急防災・減災事業債」の耐震化事業において、災害対策等にあつて重要な役割を担う区役所などの全部改築も対象とするなど、対象を拡大すること。

(3) 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保

国民の安全で安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靱化のための対策について、必要な財源の確保を行うこと。

(4) 義務教育施設等の整備促進

学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化に加え、最近では学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進や小学校における35人学級編制への対応が新たに求められていることから、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図ること。

また、補助要件の緩和や補助単価の引上げ等の制度の充実を図るとともに、空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

6 G I G Aスクール構想の実現

(1) G I G Aスクール構想実現に向けた制度の充実

1人1台端末整備に対する国庫補助に当たっては、初期整備に限定せず、端末の運用・維持等及び更新に係る継続的な制度の充実を図ることとし、併せて高等学校段階の端末整備について義務教育段階と同等の制度となるよう充実を図ること。

また、授業や家庭学習等を行う際に要するセキュリティ対策費用、授業目的

公衆送信補償金及びインターネット接続回線等の使用料に対しても財政支援を行うとともに、通信環境円滑化に係る事業につき、採択時期の早期化を図ること。

(2) 新たな価値を創造する力の育成

児童生徒・教員の力を最大限に引き出し、多様な子どもたち一人一人に個別最適化された環境で資質・能力をより確実に育成するためには、学習活動の充実や授業改善を一層図る必要がある。デジタル教科書・AIドリル・授業支援ソフト等の導入、ICT活用の基盤となる大型提示装置などの確実な整備・更新、ICT支援員の1校1人配置等の人的措置、教員研修等、その実現のために必要な経費についても財政措置を講ずること。

7 多様な大都市制度の早期実現と広域連携の推進

(1) 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度について、指定都市市長会の「多様な大都市制度実現プロジェクト」報告も踏まえ制度化に向けた議論を加速させるなど、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

(2) 多様な広域連携の取組による生活機能の確保等

今後、連携中枢都市圏において、地域の中核的な役割を担う指定都市が、近隣市町村と連携しながら、各地域における必要な生活機能の確保をはじめとする標準的な行政サービスをより安定的に行うために必要な歳出を地方財政計画に見込むことにより地方交付税の必要額の確保を行うなど適切な財政措置を早急に講ずること。

また、連携中枢都市圏制度について、地方自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ法定化することにより安定的に推進できる仕組みとすること。

さらに、三大都市圏における財政面等の支援を含む連携促進に向けた既存制度の拡充や、新制度の創設等の早期実現に向けた検討を積極的に行うこと。

8 地方一般財源総額の確保と臨時財政対策債の廃止

(1) 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

いわゆる「地方一般財源総額実質同水準ルール」については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、引き続き3年間維持することとされており、令和3年度までの措置となっている。今後も、社会保障関係経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れや税収の大幅な減少も懸念されることから、地方の財政需要を的確に地方財政計画に反映し、令和4年度以降も令和3年度の地方財政計画の水準はもとより、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

(2) 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保

地方交付税は国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。また、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつことから、大都市特有の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すること。

なお、地方交付税を補助金や交付金のような政策誘導手段として用いることや、地方交付税額の大都市に限定した削減並びに地方が保有する基金の現在高を理由とした削減は、決して行わないこと。

(3) 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きいため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の支障となっている。地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。また、既往債の元利償還金については、その全額を将来に渡り確実に地方交付税措置すること。

(4) 地方交付税額の予見可能性の確保

地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すること。

9 国・地方間の税源配分の是正と大都市税源の拡充強化

(1) 国・地方間の税源配分の是正

地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

(2) 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充するとともに、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

(3) 固定資産税の安定的な確保

固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。

令和3年5月17日
指定都市市長会

脱炭素社会の実現に向けた指定都市市長会提言

温室効果ガス排出削減等に関する国際的な枠組みであるパリ協定の運用が 2020 年から開始された。国内では、2021 年 3 月、地球温暖化対策の推進に関する法律に「2050 年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として位置付けることが閣議決定され、4 月には、脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程となる「地域脱炭素ロードマップ」の骨子案が示された。さらに、4 月 22 日、政府の地球温暖化対策推進本部で、菅総理大臣が、2030 年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013 年度に比べて 46%削減することを目指すことを表明するなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速している。

気候変動に伴って自然災害が増加・激甚化し、「気候危機」とも言われる今日の状況から、市民の安全・安心を守り、また、市内経済の担い手である中小企業の経済活動や市民生活を持続可能なものとしていくことはSDGsの実現にも寄与するものである。こうした観点からも指定都市が中心となって温室効果ガス排出量を大幅に削減するための施策を積極的に講じていくことが必要である。

また、新型コロナウイルスの感染拡大で冷え込んだ経済の復興と、地球温暖化問題の解決を同時にめざすグリーン・リカバリーにより、環境と成長の好循環を実現することが求められる。

こうした課題意識の下、国が宣言した 2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、指定都市が連携し、産業界などの各主体と議論を重ねながら、温室効果ガス排出量の着実な削減を行っていくため、以下のとおり提言する。

1 温室効果ガス排出削減に取り組む地方自治体への支援

2050 年までの脱炭素社会の実現に向け、今後 5 年間の集中期間における具体的な取組だけでなく、2050 年の目標から逆算した目標到達プロセスを示すとともに、再生可能エネルギーの導入・活用や、関連設備等の維持・改修・更新のための財政的支援及び専門的知見の提供等を充実・強化すること。

2 イノベーション実現に取り組む企業・大学等への支援

温室効果ガス排出削減につながるイノベーションの早期実現に向けて、技術開発・実証等に積極的に取り組む企業や、人材の育成・供給に取り組む大学等に対して、規制緩和や継続的な財政支援を行うこと。

3 自治体間連携の促進

電力の大消費地である指定都市と、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する地方自治体との連携を促進するため、「地域循環共生圏」の展開に向けた情報

提供等の強化や、制度面や財政面での支援など、多面的かつ実効性のある支援を行うこと。

4 市民や事業者等の機運醸成

市民や事業者等が温室効果ガス排出削減の必要性を理解し自発的に取り組むことを促すために、2050年までの脱炭素社会実現への機運醸成に向け、カーボンフットプリント制度の導入促進など温室効果ガス排出量の見える化を図るための情報発信・普及啓発を更に強力で推進すること。

5 炭素税等の導入及び地方税財源化の検討

炭素税等のカーボンプライシングについて、市民や中小企業に過度な負担を強いることなく、企業の競争力強化や投資促進につながるよう、専門的・技術的な議論を経たうえでの導入を検討すること。あわせて、炭素税等の導入に際しては、地方自治体が地域の状況に応じた温室効果ガス排出削減事業を展開できるよう、その一部を指定都市をはじめとする地方の税財源とする検討を併せて行うこと。

令和3年5月17日
指定都市市長会

※ 今国会で審議中の「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が成立して公布された場合、冒頭部分の記述を以下のとおり修正する。

[現行] 2021年3月、地球温暖化対策の推進に関する法律に「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として位置付けることが閣議決定され

[修正後] 2021年、地球温暖化対策の推進に関する法律に「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として位置付け

児童福祉司の人材確保・育成に関する指定都市市長会提言

全国的な児童虐待相談・通告件数の急増、児童虐待重大事例の発生を踏まえ、国においても、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童虐待防止対策の強化を図られているところである。

全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築が必要である。とりわけ、現場の最前線で取り組む児童福祉司の増員及び専門性向上の必要性は指定都市における共通認識となっており、児童福祉司の数を大幅に増やししながら、かつ、一人一人の資質を向上させていくことが、人口規模の大きい指定都市における喫緊の課題となっている。

このため、児童福祉司が専門職としてのやりがいと充実感を持ちながら、よりの確に職務を遂行できる体制としていけるよう、以下に掲げる具体的な取組について、国において積極的に検討し適切な措置を講ずるよう要請する。

1 児童福祉司法定研修の確実な受講に対する支援と研修内容の充実・均質化

児童福祉司の業務は高度な専門性が求められ、任用前後の法定研修を確実に受講できる環境が必要であり、時間や場所にとらわれないWeb講座やDVD講座等の導入、近隣自治体間の連携による研修の共同実施や相互利用の促進等を進めていくべきである。また、こうした取組は、児童相談所間において均質で切れ目のない支援を行っていく上でも有効である。

ついては、全国の児童相談所で共通して習得すべき内容については、国において、共通のWeb用教材、DVD等の映像教材及び共通テキスト等の開発、研修講師の紹介や派遣などを行うとともに、各児童相談所における受講環境整備への更なる財政支援を行うこと。また、大学等の教育機関とも意見交換しながら、経験の蓄積を担保できる研修システムを構築すること。

2 スーパーバイザー研修等の専門性の高い研修の受講機会の拡大

スーパーバイザー研修及び新任児童相談所長研修等の専門性の高い研修については、スーパーバイザー等が長期間現場を離れることが難しい現状を踏まえ、広域ブロック単位での開催を推進するべきである。この点については、国の令和3年度予算において、全国に2か所ある民間研修機関を活用することが盛り込まれたところであるが、専門職の養成に関わる大学等との連携による研修機関の拡充等により、より効率的な受講が可能となるよう更なる環境整備を行うとともに、研修内容の充実を図ること。

3 児童福祉司を目指す人材の裾野拡大

児童福祉司が社会で重要な役割を担う、やりがいのある職業として認知されるよう更なる取組が必要である。については、国を挙げて、早い段階から教育課程等において、児童福祉分野を志向する学生を増加させるような新たな啓発、取組を行うこと。また、大学等へ進学しやすい環境を整備するため、奨学金制度の充実、学費の減免制度などの新たな財政措置を行うこと。

4 職場環境や処遇面の改善

若い世代が積極的に児童福祉司を選択し、意欲や将来への展望を持ちながら職務に当たることができるよう、各地方自治体が行う児童相談所の増員・体制強化に伴う執務環境の整備、児童福祉業務の困難さに見合った処遇面での更なる改善及び働き方改革に繋がる取組に対し、更なる財政支援の拡充を図ること。

令和3年5月17日
指定都市市長会

統一的な子ども医療費助成制度の創設に向けた指定都市市長会要請

国において、教育の分野の少子化対策の取組として、幼児教育・保育の無償化に踏み切った今、医療の分野においても、子ども医療費助成に係る統一的な制度の創設・実施を改めて要請するため、令和2年8月に、全ての指定都市で構成する「子ども医療費助成制度のあり方に関する研究会」を設置し、この中で、子ども医療費助成制度の課題を整理した上で、課題の解決方法について各都市が意見を出し合い、検討を行った。

その結果、国において創設する統一的な子ども医療費助成制度は、地方自治体の意見が反映され、地方自治体間で生じている差異をなくすような統一的な制度であることが望ましく、また、その制度の創設・実施のためには、子どもの医療費について、国と地方自治体とで協議の場を持ち、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方について検討し、子どもへの医療費助成制度の実現を目指す体制づくりが重要であるという認識を共有した。

すなわち、社会福祉や社会保障など、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行われるべき事業を実施するための制度の創設については、国が主な役割を担うとしても、住民福祉の増進に資する行政サービスを実施する地方自治体も、その役割分担を踏まえ、共通の目標の達成に向けて、各々が自らの役割として、今何ができるのか、今後どのように進めるのかを共に議論し、連携できる場を確保したいと考えている。

その上で、統一的な子ども医療費助成制度の創設と実施に向けて、指定都市としては、国に対し一方的に要請するのではなく、制度のあるべき姿とその財源について目標を共有できるようにしていきたいと考えている。

については、国と地方自治体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な子ども医療費助成制度を創設されるよう、次のとおり要請する。

1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

子どもの医療費について、国と地方自治体において、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方を共同で検討し、指針を示した上で、子どもへの医療費助成制度の必要性を共有すること。

その検討に際しては、子どもたちが、日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう、また、必要な財源を確保し長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築すること。

2 子どもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設

地方自治体が独自に実施している子ども医療費助成制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じており、統一的な制度の創設と実施に向けた検討に当たっては、地方自治体における制度の運用実績等を分析・検討した上で、地方自治体の意見を反映させる必要がある。このため、国と地方自治体が子ども医療費助成制度のあるべき姿について共同で検討を行い、連携して統一的な制度の創設・実施を目指すこと。

3 国民健康保険の国庫負担金等の減額措置の廃止

子どもの医療費について、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方を十分に議論するとともに、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

令和3年5月17日
指定都市市長会

予期せぬ妊娠で悩む人々への十分な対応を図る体制整備 に関する指定都市市長会要請

熊本市の民間病院（以下「当該病院」という。）が平成19年度に開設した、匿名で子どもを預け入れることができる、こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）には、令和元年度までの13年間に全国から155人（うち熊本県外106人）の子どもが預け入れられている。また、当該病院には、妊娠に関する悩み相談が、令和元年度だけでも6,589件（うち熊本県外3,945件）寄せられている。このことは、予期せぬ妊娠など、様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示している。

ゆりかごは、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものであるが、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産や長距離移動等により、母子の生命が危険にさらされるという課題は未だ解消されていない。これまでのゆりかごへの預け入れは、自宅出産が50%、熊本県外からの長距離移動が68%（不明37件を除く）となっており、母子の生命の安全が懸念される状況にある。

また、令和元年度に当該病院に寄せられた相談についても、熊本県外からの相談が60%を占めており、相談時間帯については、17時から翌朝9時までの夜間早朝相談が56%となるなど、全国から昼夜を問わず相談が寄せられている状況にある。

ゆりかごに係る事例において、事前の相談により預け入れを回避できた例もあることから、妊娠に悩む人々に適切な支援を行うために、指定都市をはじめとした全国の地方自治体における相談・支援体制の更なる充実を図っていかなければならない。

また、改正児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、その最善の利益を優先すべきことがより明確化された。しかし、この改正法の趣旨を踏まえると、匿名で預け入れることのできる

ゆりかごには、その後の養育において様々な支障が生じることや、子どもの出自を知る権利が損なわれること等、児童の最善の利益の観点から懸念がある。今後は、生まれてくる子どもの権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考慮しながら適切な社会制度を構築していく必要がある。

ゆりかごの検証を行うために熊本県及び熊本市が設置した専門部会においても、検証報告書において、国に対し内密出産制度を早急に検討するよう要望しており、新たな法の整備を含め、あるべき制度の姿を検討していく必要がある。

指定都市市長会として、これまで国に対し、予期せぬ妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立を図るため、ドイツにおいて内密出産制度が導入されたように、我が国においても法整備を検討いただきたい旨の要望を行ってきたところである。

そのような中、令和元年11月21日に当該病院が、匿名妊婦の受け入れを報道機関へ表明し、当該病院が考える内密出産がいつ開始されてもおかしくない状況となっている。

しかしながら、当該病院が考える内密出産は、現行法において適法と判断しうるのか、そもそも児童の権利に関する条約に謳われている子どもの出自を知る権利が十分保障されていると判断しうるのか等の課題がある。

予期せぬ妊娠に関する様々な課題は、一地方自治体・一民間病院で解決できるものではなく、国の責任において検討されるべき課題であり、これらの課題解消に向けた更なる体制整備を早急に進める必要がある。

日本の社会において、妊娠や出産に係る全ての悩みが解消され、全ての子どもたちに祝福された生を与えられるよう、国の責務において次の事項を早期に実現するよう、指定都市市長会として強く要請する。

- 1 全国からの相談や預け入れが昼夜を問わず行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠で悩む人々が相談しやすいよう、24時間365日対応の電話及びメール等相談窓口を国において整備し、その周知を行うこと。

- 2 指定都市をはじめとした地方自治体において、妊娠や出産に関する相談体制の整備・強化に向けた積極的な取り組みを推進することができるよう、相談体制の整備及び人材育成にかかる経費など十分な財政的支援を行うこと。

- 3 予期せぬ妊娠で悩む人々の救済と生まれくる子どもの権利の両立が図られるよう、現場の実情を踏まえ、我が国に適した制度の在り方について、内密出産制度等の法整備も含めた検討を急ぐとともに、協議の場を設置することを求める。

令和3年5月17日
指定都市市長会

多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、65年前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、二度目の住民投票が実施された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

大都市制度について検討がなされた第30次地方制度調査会において、「特別市（仮称）」の検討には意義があるとされたものの、当面の対応として道府県から指定都市への権限移譲が徐々に進められているのみであり、制度創設に向けた検討は進んでいない状況である。また、特別自治市など大都市制度への理解は十分に深まっているとは言えず、指定都市市長会としても意義やメリットを整理し伝えていくことで、市民理解を高めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、指定都市市長会は令和2年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト」を立ち上げ、特別自治市制度の制度概要の検討を進め、このたび中間報告を取りまとめた。

特別自治市は、市民サービスの向上はもとより、東京一極集中の是正と圏域の発展、日本の国際競争力を強化するとともに、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものである。

国や政党においては、大都市制度の議論を加速化させ、特別自治市制度の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、地方自治体や住民が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、下記のとおり提言を行う。

記

1. 特別自治市（第30次地方制度調査会答申では「特別市（仮称）」）は、同調査会で検討の意義が認められており、国においては、同調査会から示された課題に対する指定都市市長会の考えも踏まえ、速やかに特別自治市の制度化に向け議論の加速化を図ること。

また、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

以上

令和3年5月17日
指定都市市長会

指定都市市長会

「多様な大都市制度実現プロジェクト」

中間報告

令和3年5月17日

現在の大都市制度の状況

大都市制度

制度化済

指定都市制度

- ・地方自治法第252条の19第1項 大都市に関する特例
- ・都道府県が担う児童福祉に関する事務などを実施
- ・事務と財源のアンバランス等から、指定都市市長会では長年にわたり事務に見合った税財政制度の見直しを要望しており、更なる強化検討が必要。

制度化済

特別区設置制度(いわゆる都構想)

- ・東京都の特別区制度を準用。
- ・手続きは大都市地域における特別区の設置に関する法律による
- ・指定都市等関係市町村を廃止し特別区に再編するとともに、市民に身近な行政は公選制区長のもと特別区で、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編

未制度化

特別自治市制度

- ・基礎自治体をベースとし道府県の区域外となる新たな一層制の地方自治体。
- ・第30次地方制度調査会で意義が認められるも、検討にあたり課題が示されており、対応策の提示とこれに沿った対応が必要である。

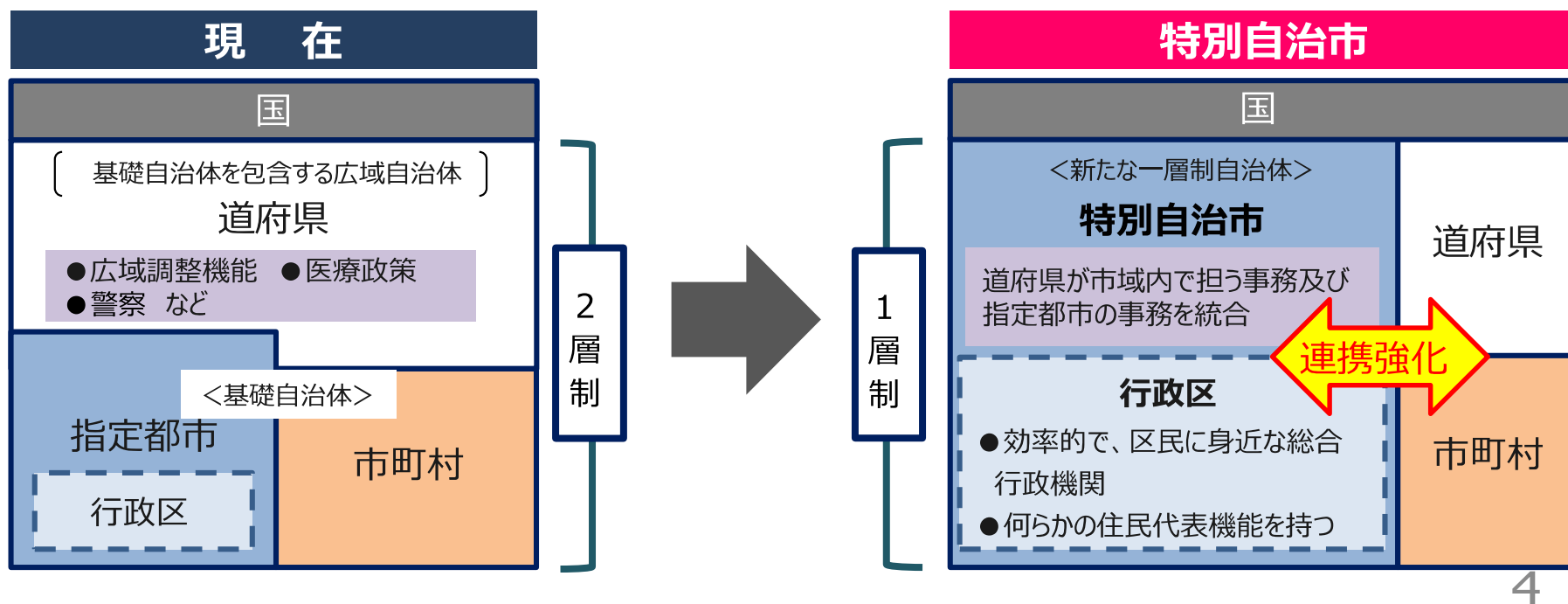
地域の実情に応じて、上記からふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき。

特別自治市制度を検討する意義と目的

- 現行の地方自治制度のもと、指定都市制度の創設、市町村合併や基礎自治体への事務・権限の移譲、連携中枢都市圏構想の推進など、基礎自治体の権能を充実する施策が行われてきたが、広域自治体と基礎自治体という二層制の地方自治構造は変わっていない。
- 地方分権を推進するためには、基礎自治体を自立させることが不可欠である。今後も、事務・権限の移譲とともに、極めて不十分となっている税財源の大幅な移譲が必要である。
- 指定都市は、国内人口・国内総生産の20%以上を占め、我が国の社会経済及び圏域の地域経済において、極めて重要な役割を果たしている。しかし、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度は未だ地方自治制度の中に存在しないなど、大都市制度に係る法的整備は十分になされていない。
- 現在の二層制の地方自治構造では指定都市がその期待される役割を十分に果たすことができず、人口・産業が集積する圏域の中核都市として、人口減少・高齢化やデジタル化、グローバルな都市間競争、感染症対応など複雑多様化する時代に即応した大都市制度に転換する必要がある。
- 本プロジェクトは、時代に即応した多様な大都市制度実現の1つの方策として**二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とし、市民サービスの向上はもとより、東京一極集中の是正と圏域の発展、日本の国際競争力を強化するとともに、その効果を国内に広げ持続可能な自立した地域社会の実現を図るため、国民的な理解と協力の下、広域自治体の区域外となる「特別自治市制度」の立法化を提言する。**³

特別自治市制度の概要

- 特別自治市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別自治市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）のいずれにも該当しない新たな地方公共団体であり、「特別地方公共団体」とする。また、その事務は、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く）を処理する。
- 特別自治市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域の核となり他の基礎自治体との連携の中心的な役割を果たす。



特別自治市制度の必要性

二重行政の解消・行政の効率化

- 二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能に
⇒ 市民サービスの向上と持続可能な地域社会を実現！
- 広域にまたがる業務を特別自治市が近隣自治体と連携し実施
⇒ 圏域・地域全体が発展し、周辺市町村や道府県にもメリット！

日本・世界の成長のエンジンとしての発展

- 大都市が中心となって圏域・地域全体の活性化を促進
⇒ 多極分散型の国土を形成することで東京一極集中の是正に！
- 諸外国では地域に応じた大都市制度により多極分散型の国土を形成
⇒ 諸外国の大都市と競い共存し合うことで我が国全体の発展に貢献！

市民・道府県民・国民に向けた適切な制度理解の促進

基本的な方向性

- 二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とし、市民サービスの向上をはかる。
- 大都市が中心となって圏域・地域全体の活性化を促し、多極分散型の国土を形成することで、東京一極集中の是正と、我が国全体の持続的な経済発展につながる制度とすべき。
- 周辺自治体との関係性においては、圏域・地域の連携の核として、広域にまたがる業務を近隣自治体と連携し行うことで、圏域・地域全体の発展に資することから、特別自治市制度導入による近隣自治体に及ぼす好影響についても、発信していくべき。
- また、諸外国においては、それぞれの国がその国にふさわしい大都市制度を構築することで、既に多極分散型の国土を形成している国も多く存在しており、グローバル社会において、日本の大都市が十分な活力を備え、諸外国の大都市と競い共存し合うための制度とすべき。

特別自治市移行による指定都市市民の住民サービス向上のイメージ

市民サービスの向上

- 特別自治市の責任と権限、財源に基づき、市民のニーズに沿ったきめ細やかな施策を一元的に展開。
- 市県民税などを含む、道府県と市で分かれている窓口が一本化されるとともに、県の関与が廃止され、サービス提供が迅速化。

戦略的な都市の発展

- 道府県と市のインフラを一元的・効果的に活用することにより、戦略的な都市の発展につながる。

行政コストの削減

- 道府県と市の重複・類似業務の統合に伴う組織の簡素化や事務の効率化などにより行政コストを削減し、市民サービスに還元。

(例) 新型コロナウイルス感染症への対応

- 指定都市の所在する道府県内における陽性者の5割が指定都市に集中している状況であり、特別自治市が制度化され道府県と同等の権限が付与されれば、大都市の状況に応じたより一元的かつ迅速な対応が期待できる。

特別自治市移行による近隣自治体の住民サービス向上のイメージ

公共交通の運営

- 市域外への鉄道や公共バスの乗り入れなど、地域の足となる公共交通を指定都市が中心となって管理・運営する取組を実施。

施設の共同利用

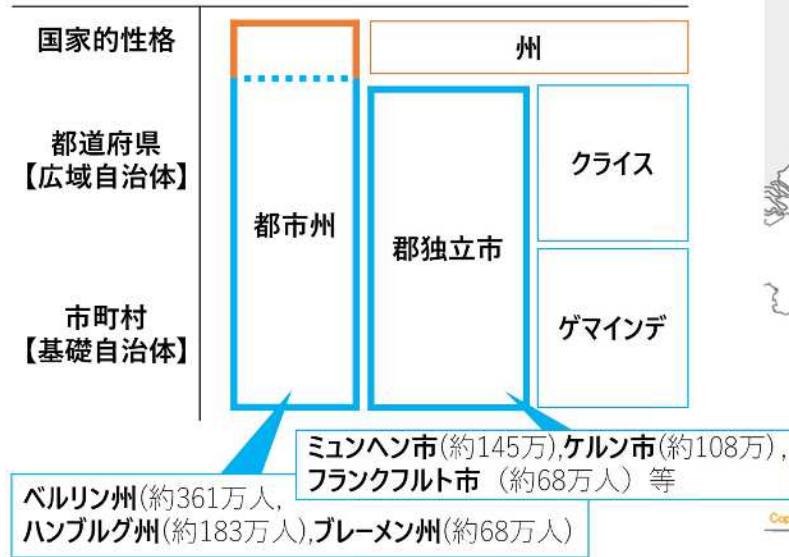
- 指定都市が圏域における連携の核となり、インフラ等の公共施設等を共同で利用する取組を実施。

救急相談センターの運営

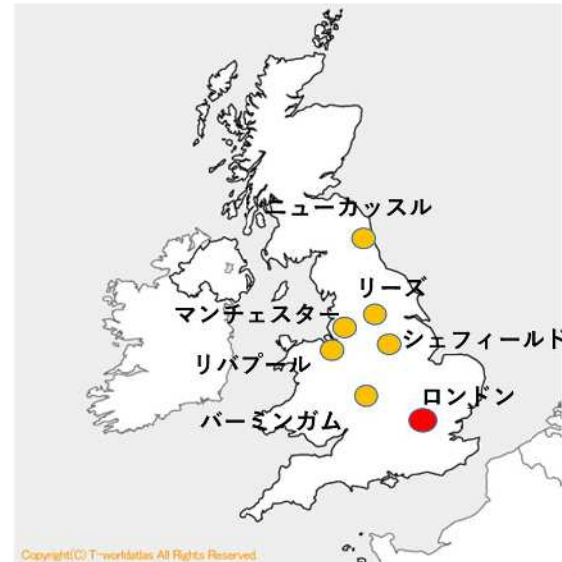
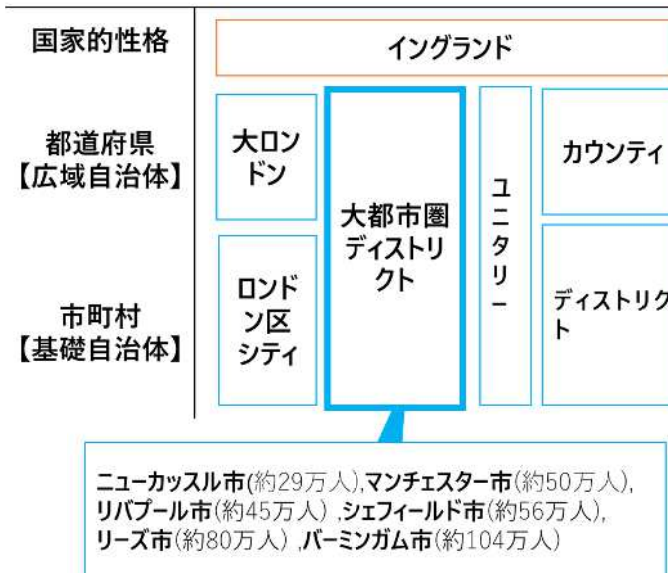
- 圏域を対象とした救急相談センター事業を指定都市が実施し、119番への転送や応急手当の助言、医療機関の案内を行うことで、救急車の適正利用の促進や医療資源の有効活用を図る。

(参考) 諸外国の大都市制度の例

ドイツの大都市制度



英国 (イングランド) の大都市制度



地方制度調査会で指摘された問題点への対応

1. 住民代表機能を持つ区のあり方

- 一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、**何らかの住民代表機能を持つ区が必要**

出典：第30次地方制度調査会答申より抜粋

基本的な方向性

- 特別自治市における区は、**行政区（市の内部組織）**とし、**法人格を有しない**。
 - 特別自治市における区は、区の役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、**区長の位置づけの強化**とともに、議会の機能強化を行う。（議会での議論が必要）
- <住民代表機能を持つ区として以下の例が考えられる>
- ・区の役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、区長の位置づけの強化を検討（特別職化など）
 - ・区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能の強化を検討
- ・特別自治市における区は、区長の位置付け等を条例により明確化しなければならないとすることも検討してはどうかという意見もあった。
 - ・地域住民の意見を直接反映させる住民自治拡充の仕組みとして、地域協議会（地方自治法第202条の5）や地域特性を踏まえた住民自治機能強化のための組織の設置等を付加的に導入することも考えられる。

2. 警察事務、広域犯罪への対応

- 例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、**組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念**

出典：第30次地方制度調査会答申より抜粋



基本的な方向性

- 広域犯罪への対応の運用としては、**公安委員会・警察本部を道府県と特別自治市が共同で設置**する仕組みも考えられる。（警察法、地方自治法施行令の改正が必要）
- 広域犯罪への対応については、現在も警察法に基づき所轄外捜査や道府県警察間で合同捜査の形がとられているが、**道府県警察が警察庁の指揮監督も受けることに鑑み**、特別自治市における警察事務のあり方については、**国とも意見交換をし、検討を深めていく。**

3. 地方税の一元的な賦課徴収による周辺自治体への影響

- 特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、**周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響**

出典：第30次地方制度調査会答申より抜粋



基本的な方向性

- 特別自治市移行に伴い、広域自治体において財源不足が生じる場合、**必要な財政需要については、一義的には地方交付税により措置**される。
- 特別自治市は、広域にまたがる業務を近隣自治体と連携し実施し、**圏域の中心的な役割を果たす**(※)。

※広域連携の制度的な担保についても検討してはどうか。

（市町村連携による道府県事務の移譲、連携中枢都市圏制度の法定化など）

その他、広域に対しサービスが提供される経費等については、特別自治市が応分の負担をすることも考えられる。

法的位置づけの検討

4. 特別自治市の法的位置付け及び具体的な法制案

- 大阪都構想は、地方自治法の特別区規定を活用しつつ、移行手続きについては別途特別法を定めることにより制度化がなされた。
- 今回のプロジェクトの目的である法概要の提案に当たっては、特別自治市そのものの規定が地方自治法に存在しないことから、地方自治法への規定が必要と考えられる。
- なお、制度設計に当たっては、地域の実情に応じた多様性を認めるべきとの意見が多かった。



基本的な方向性

- 法概要の建て付けとしては、旧特別市規定を参考としながら、地方自治法に特別自治市の定義を規定することを基本としつつ、
- 移行手続き等に関しては、地方自治法に規定する方法や、大都市地域に関する特別区の設置に関する法律の規定を参考に特別法を別途制定する方法などが考えられるが、まずは、特別自治市の制度案を整理し、その上で法制面の検討を進めていく。

制度化にあたって整理すべき事項 1

①特別自治市の位置付け

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	<p>市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。また、広域業務を近隣自治体と連携実施し、圏域の核となり中心的な役割を果たす。</p> <p>ただし、地域の実情に応じ、例えば道府県が担う方が効果的な事務などは道府県への委託等を許容する仕組みとしてはどうか。</p>
税財源の調整	区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	現在の行政区をもとに、さらなる住民代表機能の強化を図る。

制度化にあたって整理すべき事項 2

②移行手続

項目	考え方
手続	①指定都市制度と同様に国が政令又は法律で指定 ②大都市地域における特別区設置法に準じ、道府県と市で協定を作成し申請などを引き続き検討を行う。
移行要件	16ページ記載のような新たな地方公共団体への移行を前提とした上で、別途人口要件も設けるべきかについては引き続き議論を行う。
住民投票	市民目線では市の区域は変わらず、行政サービスの主体が特別自治市に一本化されることによりサービスが向上し、新たな住民負担も生じない。また、市町村の合併においても住民投票を必要としないことから必須ではないと考えられる。 一方で、大都市地域における特別区の設置に関する法律においても関係市町村民を対象に住民投票を要している。また、地方自治のあり方を住民が直接意思表示することが必要であると考えられる。 などの意見があり、引き続き検討を行う。

(参考) 旧地方自治法の特別市規定と特別区設置法

	参考例（旧地方自治法の特別市規定）	参考例（大都市地域における特別区設置法）
位置 付け	特別地方公共団体	地方自治法の特別区規定を準用
区域	都道府県の区域外	地方自治法の特別区規定を準用
性格	（旧地方自治法第264条） 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基づく政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。	（地方自治法281条 特別区規定） 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされているもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされているものを処理する。
事務の 範囲	同上	特別区設置協定書で定める
税財源 の調整	法に記載なし	特別区設置協定書で定める
移行 手続	（旧地方自治法第265条第2項） 特別市は、人口50万人以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。	（大都市地域における特別区設置法第3条～第9条の概略） （1）関係市町村・道府県による特別区設置協議会の設置 （2）特別区設置協議会による特別区設置協定書の作成 （3）特別区設置協定書の関係市町村・道府県の議会の承認 （4）関係市町村における選挙人の投票 （5）関係市町村・道府県による特別区の設置の申請 （6）総務大臣による特別区の設置の処分
移行 要件	人口50万人以上の市	（1）人口200万以上の指定都市 （2）一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村でその総人口が200万以上
住民 投票	（旧地方自治法第265条第9項） 第265条第2項の法律は、第261条及び第262条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。	（大都市地域における特別区設置法第7条） 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない。
区 の 設置	（旧地方自治法第270条第1項） 特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。 （旧地方自治法第271条第2項） 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。	-